

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
3月26日
(金曜日)

目次

- 規則
クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………一
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………二
- 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則(長寿社会課)……………二
- 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課)……………三
- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課)……………四
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(長寿社会課)……………六
- 訓令
山口県考査規程の一部を改正する訓令(人事課)……………七
- 山口県職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課)……………七
- 山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令(人事課)……………八
- 山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令(人事課)……………八
- 職員の職務品種育成に関する規程の一部を改正する訓令(農林水産政策課)……………八
- 告示
山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正(財政課)……………九
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………九
- 解除予定保安林(周防大島町)(森林整備課)……………九
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)……………九
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………九
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………一〇
- 洪水浸水想定区域の指定(河川課)……………一〇

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)……………二

山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定(政策企画課)……………三

ふぐ処理試験の実施(生活衛生課)……………三

山口県母子・父子福祉センターに係る指定管理者の指定(子ども家庭課)……………四

児童福祉施設に係る指定管理者の指定(子ども家庭課)……………四

県営中内地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………四

○教委訓令
山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………一五

○企業管理規程
山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………一五



クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十六号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(平成二年山口県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中

山口県収入証紙(貼付)欄
(消印しないこと。)

を

旧姓又は通称名併記の希望の有無
/ 有(旧姓又は通称名:) 2 無

に、

山口県収入証紙(貼付)欄
(消印しないこと。)

「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。」を

「注」「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第五号様式中

「破損、汚損又は紛失の年月日」	年 月 日
-----------------	-------

を

「破損、汚損又は紛失の年月日」	年 月 日
「旧姓又は通称名併記の希望の有無」	/ 有 (旧姓又は通称名:) 2 無

に改

め、「同様式の注中」「再交付を受けようとする理由」欄を「再交付を受けようとする理由」欄及び「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄に改める。

別記第七号様式中

「変更年月日」	年 月 日
---------	-------

を

「変更年月日」	年 月 日
「旧姓又は通称名併記の希望の有無」	/ 有 (旧姓又は通称名:) 2 無

に改

め、「同様式の注中」「変更事項」欄を「変更事項」欄及び「旧姓又は通称名併記の希望の有無」欄に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十七号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年山口県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊸」を削り、「はらひけ欄」を「ほろけ欄」に改め、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第二号様式中「㊹」を削り、「はらひけ欄」を「ほろけ欄」に改め、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第三号様式中「㊺」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第四号様式中「㊻」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第五号様式中「㊼」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第六号様式中「㊽」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第七号様式中「㊾」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

別記第八号様式の裏中「はらひけ欄」を「ほろけ欄」に改める。

別記第九号様式中「㊿」を削り、「はらひけ欄」を「ほろけ欄」に改め、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十号様式中「㊽」を削り、「はらひけ欄」を「ほろけ欄」に改め、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十一号様式中「㊾」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十二号様式中「㊿」を削り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第十三号様式中「㊽」を削り、同様式の添付書類中「第35条第12号」を「第35条第3号」に改め、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第十三号様式の改正規定(同様式の添付書類の改正規定に限る。)は、令和三年六月一日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十八号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和六十二年山口県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記第十一号様式の裏中

「入居定員	人	居室数	居室
-------	---	-----	----

を

「入居定員	人	居室数	居室
-------	---	-----	----

に

「入居契約に依る返還金の解除に依る返還金に關する定めがあるときは、当該返還金の支払を担保するため該措置の内容無及び当該措置の内容				
「入居契約に損害賠償額の予定(違約金を含む。) については、その内容				
「医療施設との連携の内容				

を

「一時金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容				
------------------------------------	--	--	--	--

に改め、

同様式の添付書類一を次のように改める。

- 1 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等の写し
- 2 図記簿十一号様式の添付書類「中」 「第29条第7項」や「第29条第9項」に改める。
- 3 図記簿十一号様式中「又は設置者」や並ぶ、

- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 事業開始の予定年月日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 施設において供与される介護等の内容
- 7 建築物の規模及び構造並びに設備の概要
- 8 建築基準法第6条第7項の確認を受けたことを証する書類
- 9 運営の方針及び居室数
- 10 入居定員等による入居者の見込み
- 11 市場調査等による入居者の見込み
- 12 職員配置の計画
- 13 一時金、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 14 入居契約に入居料その他の返還金に關する定め
- 15 があるときは、当該返還金の支払を担保する入居契約に損害賠償額の予定(違約金を含む。) に関する定めがあるときは、その内容
- 16 医療施設との連携の内容

を

- 17 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 18 長期の収支計画
- 19 入居契約書において供与される便宜の内容、費用負担の額を目的として作成した文書

- 「3 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
- 4 施設管理者の氏名及び住所
- 5 施設において供与される介護等の内容
- 6 建築物の規模及び構造並びに設備の概要
- 7 建築基準法第6条第7項の確認を受けたことを証する書類
- 8 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 9 運営の方針及び居室数
- 10 入居定員等による入居者の見込み
- 11 市場調査等による入居者の見込み
- 12 職員配置の計画
- 13 一時金、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 14 ことを入居契約に入居料その他の返還金に關する定めを証する入居契約に關する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容
- 15 長期の収支計画
- 16 入居契約書において供与される便宜の内容、費用負担の額を目的として作成した文書

に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を()に公布する。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十九号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同項第三号中「第十四条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

第六条に次の二項を加える。

4 軽費老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護

保険法第八条第二項の政令で定める者の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第七条に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第八条第二項第三号中「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同項第四号中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同項第五号中「第十四条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

第九条第一項中「第八条」を「第九条」に改め、「もの（以下）の下に「この条において」を加える。

第十一条に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、介護職員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二條を第二十三條とする。

第二十一条に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を備え付け、かつ、これらいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二十一条を第二十二條とし、第十六条から第二十条までを一条ずつ繰り下げる。

第十五条第二項中「経費老人ホーム」を「軽費老人ホーム」に改め、同条を第十六条とし、第十四條を第十五條とし、第十三條を第十四條とする。

第十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くよう努めなければならない。

第十二条を第十三條とし、第十一条の次に次の一條を加える。

(虐待の防止)

第十二条 軽費老人ホームは、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結

果について、職員に対し、周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。
本則に次の一條を加える。

(電磁的記録等)

第二十五条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、契約その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定（第九条（附則第十七項において準用する場合を含む。）を除く。）において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第十七項中「第十三條」を「第十四條」に、「第十四條」を「第十五條」に、「第十五條から第二十三條」を「第十六條から第二十五條」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第四章 雑則(第四十七条) 附則」に改める。

第二条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項を削る。

第五条第四号中「第十四条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同条第五号中「第十五条第三項」を「第十七条第三項」に改める。
第六条に次の二項を加える。

4 介護老人保健施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項の政令で定める者の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第九条に次の一項を加える。
2 介護老人保健施設は、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第十条第二項第二号中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同項第三号中「第十四条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同項第四号中「第十五条第三項」を「第十七条第三項」に改める。

第十一条第一項中「第九条」を「第十条」に改め、「もの(以下)の下に」「この条において」を加える。
第十二条に次の一項を加える。

3 介護老人保健施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。
第十二条の次に次の一条を加える。
(虐待の防止)
第十二条の二 介護老人保健施設は、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。
三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。
第十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項各号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くよう努めなければならない。

第二十三条第十二項中「第八項」を「第九項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議に入所者又はその家族が参加する場合において、当該サービス担当者会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器を使用して行おうとするときは、当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。
第二十六条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)
第二十六条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図るとともに、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うよう努めなければならない。

(口腔衛生の管理)
第二十六条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図るとともに、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うよう努めなければならない。

第三十四条に次の一項を加える。
2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十条中「第十七条第二項」を「第十九条第二項」に改める。
第四十六条中「条例第十八条」を「条例第二十条」に改める。
本則に次の一章を加える。

第四章 雑則
(電磁的記録等)
第四十七条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの

(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定(第十一条(第四十六条において準用する場合を含む。))を除く。)において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第三項から第六項までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十一号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあっては、一人以上

第二条第三項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改める。

第四条中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同条第三号中「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条第四号中「第十三条第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第五条に次の二項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項の政令で定める者の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第七条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、虐待の防止のための措置に関する事項に関する運営規程を定めておくよう努めなければならない。

第八条第二項第二号中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同項第三号中「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同項第四号中「第十三条第三項」を「第十五条第三項」に改め、同項第五号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同項第六号中「第二十七条」を「第三十条」に改める。

第九条第一項中「第七条」を「第八条」に改め、「もの(以下)の下に「この条において」を加える。

第十条に次の一項を加える。

3 指定介護療養型医療施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

第三十四条を第三十七条とし、第三十一条から第三十三条までを三条ずつ繰り下げる。

第三十条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十条を第三十三条とし、第二十九条を第三十二条とし、第二十八条を第三十一条とする。

第二十七条第一号中「第十六条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同条を第三十条とし、第二十四条から第二十六条までを三条ずつ繰り下げ、第二十三条を第二十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十五条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図るとともに、入院患者が自立した日常生活を営むことができるよう、入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うよう努めなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十六条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図るとともに、入院患者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整

備し、入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うよう努めなければならない。

第二十二條を第二十三條とする。

第二十一條第十二項中「第八項」を「第九項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同條第十三項とし、同條中第十一項を第十二項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議に入院患者又はその家族が参加する場合において、当該サービス担当者会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器を使用して行おうとするときは、当該入院患者又はその家族の同意を得なければならない。

第二十一條を第二十二條とし、第十三條から第二十條までを一條ずつ繰り下げる。

第十二條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項各号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くよう努めなければならない。

第十二條を第十三條とし、第十一條を第十二條とし、第十條の次に次の一項を加える。

(虐待の防止)

第十一條 指定介護療養型医療施設は、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。

本則に次の一項を加える。

(電磁的記録等)

第三十八條 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定(第九條を除く。)において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、

当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。
附則第三項及び第六項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。



山口県訓令第4号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県考査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県考査規程の一部を改正する訓令

山口県考査規程(昭和二十九年山口県訓令第二号)の一部を次のように改正する。
別記様式中「四」を削り、「五」を「四」に改める。

附則

この訓令は、令和三年三月二十六日から施行する。

山口県訓令第5号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県職員服務規程（昭和二十九年山口県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を削り、同条第二項中「宣誓を終わつた」を「職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年山口県条例第三号）に基づき知事に提出された」に改め、同項を同条とする。

第二十七条第一項中「、第六条第一項及び第十六条」を「及び第六条第一項」に改める。

別記第三号様式中「~~別記第三号様式~~」を「~~別記第三号様式~~」に改める。

別記第四号様式中「~~別記第四号様式~~」を「~~別記第四号様式~~」に改める。

別記第五号様式の表中「~~別記第五号様式~~」を「~~別記第五号様式~~」に改め、同様式の表中「~~別記第五号様式~~」を「~~別記第五号様式~~」に改める。

附則

この訓令は、令和三年三月二十六日から施行する。

山口県訓令第六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令

山口県職員証取扱規程（昭和三十二年山口県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式（その一）中「~~別記第二号様式~~」を削り、同様式（その一）の注を削る。

附則

この訓令は、令和三年三月二十六日から施行する。

山口県訓令第七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

山口県職員記章取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県職員記章取扱規程の一部を改正する訓令

山口県職員記章取扱規程（昭和三十二年山口県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「~~別記第一号様式~~」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。

附則

この訓令は、令和三年三月二十六日から施行する。

山口県訓令第八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

職員の職務品種育成に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

職員の職務品種育成に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職務品種育成に関する規程（平成二年山口県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第六条第一項中「による対価の支払を請求する権利」を「による相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利」に、「対価の支払を請求する権利を有する者」を「相当の利益を受ける権利を有する者」に改め、同条第三項中「対価の支払を請求する権利を有する者」を「相当の利益を受ける権利を有する者」に改める。

第七条第一項、第三項及び第五項並びに第八条第一項中「対価の支払を請求する権利

を有する者」を「相当の利益を受ける権利を有する者」に改める。

別記第一号様式中「㊦」を削る。

別記第二号様式中「㊧」を削る。

別記第三号様式中「㊨」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。



山口県告示第百一号

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示（平成十九年山口県告示第百十六号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 二中(㉔)を(㉕)とし、(㉖)から(㉗)までを(㉘)から(㉙)までとし、(㉚)の次に次のように加える。
- (㉜) ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金

山口県告示第百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
てる歯科クリニック		山口市大内矢田南七丁目四番一〇	令和三、三、一

山口県告示第百三号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保

安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除予定保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字西方字割石一〇五五〇の九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第百四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成二十九年山口県告示第七十三号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和三年三月九日限り消滅した。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

浮島加入区	久賀加入区	大島町加入区	通津加入区
柱島加入区	神代加入区	大島加入区	平郡加入区
室津加入区	祝島加入区	平生町加入区	光加入区
下松加入区	榑ヶ浜加入区	戸田加入区	新南陽加入区
秋穂加入区	宇部市東部加入区	宇部岬加入区	新宇部加入区
藤曲浦加入区	南風泊加入区	六連島加入区	蓋井島加入区
黒井加入区	角島加入区	長門加入区	大島加入区
見島加入区	須佐加入区		

山口県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

いて一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 通津周東線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
岩国市周東町上久原字白坂一三五の 三地先から 同市周東町上久原字東山下四一三の 一地先まで	最狭 二二・四 最広 二三・〇	最狭 二〇・六 最広 二四・四	五二一・〇	五一五・五	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第百六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 通津周東線	岩国市周東町上久原字白坂一三五の三地先から 同市周東町上久原字東山下四一三の一地先まで	令和三年三月二十 七日

山口県告示第百七号

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定した。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 河川の名称

屋代川水系屋代川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

三蒲川水系三蒲川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

宮崎川水系宮崎川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

宮川水系宮川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称
夜市川水系夜市川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称
柳川水系柳川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称
幸之江川水系今津川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称
井関川水系井関川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに防府土木建築事務所及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称
神田川水系神田川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称
川棚川水系川棚川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称
栗野川水系栗野川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川 of 名称
泉川水系泉川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称
深川水系深川川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

三隅川水系三隅川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び長門土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

大井川水系大井川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 埋立区域
(一) 位置

下関市彦島西山町四丁目三八三六の一四から同町四四一五に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点と3の地点を結ぶ平成二十七年春分の満潮位(D・L. 十一・三四メートル)における公有水面と陸地との境界線、3の地点と4の地点を結ぶ昭和四十六年三月二日付け指令港湾第二九一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L. 十一・七〇メートル)及び4の地点と1の地点を結ぶ昭和三十七年二月十九日付け指令港湾第一一六〇号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L. 十二・一〇メートル)に囲まれた区域

1の地点 下関市彦島西山町二丁目の西山四等三角点(北緯三三度五六分四〇・五

一九秒東経一三〇度五三分三七・五〇二秒)から二九一度四七分四二秒

一、三五一・八一メートルの地点

2の地点 1の地点から四〇度四六分〇五秒三〇〇・〇六メートルの地点

3の地点 2の地点から一三〇度四六分〇五秒一五・〇〇メートルの地点

4の地点 3の地点から二二〇度四六分〇五秒二九五・八六メートルの地点

(三) 面積

四、五〇六・三〇平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成二十八年四月八日 指令平二八港湾第六号

三 関係図書を閲覧できる市町

下関市

認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県 山口県知事 村岡 嗣政

認可の年月日

令和三年三月十七日



(八八) 山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定

山口県セミナーパーク条例(平成七年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第九條第一項の規定により、山口県セミナーパークに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人山口県ひとつくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第三條各号に掲げる業務に関すること(知事が定めるものに限る。)
 - (二) 条例第四條第二項の規定により、同條第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
 - (三) 条例第五條の許可をすること。
 - (四) 条例第七條の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
 - (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 指定の期間
令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(八九) ふぐ処理師試験の実施

ふぐの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」という。)第十六條の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 試験の日時及び場所
 - (一) 学科試験
 - 1 日時
令和三年六月一日(火曜日) 午前十時から正午まで

2 場所

山口市滝町一番一号
山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時

令和三年七月十四日(水曜日) 午前九時から

2 場所

山口市秋穂二島一〇六二
やまぐち総合教育支援センター

二 受験資格

学科試験にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七條に規定する者(条例附則第四項の規定により同條に規定する者とみなされる者を含む。)で、三年以上ふぐの処理の業務に従事したものであること。
実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間

令和三年四月一日(木曜日) から同月三十日(金曜日) まで(郵送の場合は、四月三十日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書の提出先

区 分	提 出 先
県内にふぐの処理の業務に従事する事業所 (以下「事業所」という。)がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所地を所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇))

五 提出書類等

- (一) 受験願書
- (二) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- (三) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(四) ぶぐ処理業務従事証明書

(五) ぶぐの処理の規制に関する条例施行規則（昭和五十六年山口県規則第五十号）第
十一条第四項の規定により学科試験が免除される者については、(三)及び(四)に掲げる
書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類

六 受験手数料

一万七百五十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この
収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得
点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその
旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活
部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ぶぐ処理師試験受
験願書等請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三
十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課
（電話〇八三一九三三二九七四）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復
はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封
の上すること。

(九〇) 山口県母子・父子福祉センターに係る指定管理者の指定

山口県母子・父子福祉施設条例（昭和四十六年山口県条例第三号。以下「条例」とい
う。）第八条第一項の規定により、山口県母子・父子福祉センターに係る指定管理者を
次のとおり指定しました。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会 山口市富田原町四番五八号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時
に閉館すること。

(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する
こと。

(四) 条例第六条の規定により、母子・父子福祉センターの利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(九一) 児童福祉施設に係る指定管理者の指定

児童福祉施設条例（昭和三十九年山口県条例第二十六号。以下「条例」という。）第
五条の規定により、児童福祉施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる児童福祉施設の名称及び位置

名	称	位	置
山口	県	み	ほり
学	園	山	口
市			

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人山口県社会福祉事業団 山口市大手町九番六号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

(二) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(九二) 県営中内地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営
中内地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五
項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年三月二十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 縦覧に供する書類
県管内地区農村地域防災減災事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和三年三月二十九日から同年四月十九日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課



山口県教育委員会訓令第1号

県立学校一般

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

山口県教育委員会

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県立学校職員服務規程（昭和四十七年山口県教育委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第三十一条第一項中、「第八条及び第二十二條」を「及び第八条」に改める。

別記第二号様式中「㉔」を削る。

別記第三号様式の表中「㉔」を「㉕」に改め、同様式の裏中「㉔」を削り、「㉔」を「㉕」に改める。

別記第四号様式及び別記第五号様式中「㉔」を削る。

別記第六号様式中「㉔」を「㉕」に改める。

別記第七号様式中「㉔」を「㉕」に改め、「㉔」を「㉕」に改める。

別記第九号様式中「㉔」を「㉕」に改める。

別記第九号様式中「㉔」を「㉕」に改める。

別記第十一号様式から別記第十五号様式までの規定中「㉔」を削る。
別記第十六号様式の表中「㉔」を「㉕」に改め、同様式の裏中「㉔」を「㉕」に改める。

別記第十七号様式中「㉔」を削る。

別記第十八号様式中「㉔」を「㉕」に改める。

別記第十八号様式の二中「㉔」を削る。

附則

この訓令は、令和三年三月二十六日から施行する。



山口県企業管理規程第三号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年三月二十六日

山口県公営企業管理者 正司尚義

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める。

第十五条第一項を削り、同条第二項中「宣誓を終わつた」を「職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年山口県条例第三号）に基づき管理者に提出された」に改め、同項を同条とする。

第三章中第三十七条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織の使用等）

第三十七条の二 この章の規定（第十六条（人事記録カードに関する部分に限る。）及び第十七条第一項の規定を除く。）による申請、届出、命令、復命その他の通知のうち書面により行うこととされているものについては、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 この章の規定により作成すべきこととされている書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成することができる。

る。

別記第三号様式中「請求者印」を「請求者の確認」に改める。

別記第四号様式の表中「請求者印」を「本人の確認」に、「の印」を「の確認」に改め、同様式の裏中「請求者印」を「本人の確認」に改める。

別記第四号様式の二から別記第五号様式までの規定中「請求者印」を「本人の確認」に改める。

別記第六号様式の表中「所屬河」を「所屬河」に改め、同様式の裏中「請求者印」を「請求者印」に改める。

附 則

この管理規程は、令和三年三月二十六日から施行する。

令和三年三月二十六日印刷
令和三年三月二十六日発行

発行人所

山口県知事